

※4月7日または8日に配付したプリントです。
生徒の皆さんは読んだ後に保護者の方へお渡ししましょう。

しんろ 進路だより

けんりつむかい おかこうぎょうこうとうがっこう ていじせいそうごうがつか
県立 向の岡工業高等学校 定時制総合学科

がくしゅうしえん れいわ ねん がつなの かほつこう だいごう
学習支援グループ 令和4年4月7日発行 (第220号)

ぜんねんじむ
【全年次向け】

Classroomでも配信しています。

せいじんねんれい ひ 成人年齢の引き下げ

しんろかつどう えいきょう けいやくじ ちゅういてん 「進路活動への影響」「アルバイト契約時の注意点」

みんぽう かいせい がつ せいじんねんれい さい ひ さ
民法が改正され、4月より成人年齢が18歳に引き下げられまし

た。先月末までは明治9年(1876年)から約140年もの間「成人
ねんれい さい さだ おお へんか い
年齢は20歳」と定められていたので、大きな変化と言えます。



しんろかつどうなど ひ つづ ほごしゃ どうい げんそく (1) 進路活動等では引き続き保護者の同意を原則とします。

しんろかつどうなど しゅうしょくじ きぎょう かんけい しんがくじ しんがくさき がっこう じょうがくきん
進路活動等では、就職時には企業との関係、進学時には進学先の学校や奨学金の
けいやく じゅうよう けつていじこう かずおお そんざい がつこう ほうれいじょう さいいじょう せいじん
契約など、重要な決定事項が数多く存在します。4月以降は法令上18歳以上が成人と
なるので、その年齢に達すれば保護者の許諾なく契約等を進めていくことは可能です。

これまで「未成年者取消権」があり、20歳以下の高校生が何らかの契約を結んだ
ばあい ほごしゃ どうい な とりけ 場合でも保護者の同意が無ければ取り消すことができました。しかし、今後は保護者による取り消しができなくなるため、より慎重に話を進めていく必要があります。

こうこうそつぎょうじ しんろけつてい こんご みな じんせい おお えいきょう あた
高校卒業時の進路決定は、今後の皆さんの人生に大きな影響を与えます。また、
がっこう きょういくかつどう いっかん しんろしえん おこな こんご ほごしゃ どうい え
学校は教育活動の一環として進路支援を行っており、今後とも保護者の同意を得るこ
とを原則としていきます。

なお、本校の進路支援では「生徒の皆さんの希望進路」「保護者の方の意向」を大切に
かんが 考えてきました。そのうえで、担任や進路担当からは「必要な情報の提供」「高校
ざいがくちゅう がくしゅうじょうきょう めんだんないよう てきせいけんさ けつかなど ふ きやつかんてき じょうげん おこな
在学中の学習状況、面談内容、適性検査の結果等を踏まえた客観的な助言」を行
ってきました。今後は、これまで以上に保護者の方との連携を強めて進路支援を実施し
ていきます。


けいやく (2) アルバイトの契約

アルバイトの契約も18歳以上であれば保護者による「未成年者取消権」が無くなるため、
けいやくじ みな せきにん もと ほんだん ひつよう
契約時には皆さんの責任に基づいて判断をする必要があります。

しかし、けいけん あさ けいやくないよう み なに よ わる なに わる
しかし、経験が浅いと、契約内容を見ても「何が良くて、何が悪いのか」が分からな

ばあいもおもおもいます。そのようなばあいにはいったんもかえ、ほごしゃかたそうだんから決めていしんちょうたいおうをおすすめします。

(3) 成人年齢の引き下げで変わるもの・変わらないもの

18歳(成年)になったらできること	20歳にならないとできないこと (これまでと変わらないこと)
<ul style="list-style-type: none"> ● 親の同意がなくても契約ができる <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話の契約 ・ローンを組む ・クレジットカードを作る など ● 10年有効のパスポートを取得する ● 公認会計士や司法書士などの国家資格を取る ● 民事裁判を一人で起こすことができる ● 結婚 女性の結婚可能年齢が18歳に引き上げられ、男女とも18歳に ● 性同一性障害の人が性別の取扱いの変更審判を受けられる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 飲酒をする ● 喫煙をする ● 競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券(馬券など)を買う ● 養子を迎える ● 大型・中型自動車運転免許の取得 

(4) なぜ今、注意喚起をするのか？

こんかいせいじんねんれいひさもつしんばい
今回の成人年齢の引き下げで、最も心配なのは
けいやくかん
「契約に関するトラブル」です。

みぎれいわがんねんどとうきょうとないわかもの
右のグラフは、令和元年度までの東京都内の若者

しょういせいかつかんそうだんけんすうそうだんないようけい
の消費生活に関する相談件数です。相談内容は契

やくじょうめだ
約上のトラブルが目立ち、「オンラインゲーム」

しょうひんこうにゅうちんたいぶつけんけいやくなど
「商品の購入」「賃貸物件の契約」等があります。

ちゅうもくさいみまんさいじじょう
注目してほしいのは、20歳未満と20歳以上では

そうだんけんすうやくばいさてんさいみまんすくきぎょうけいやくじ
相談件数に約2倍の差があった点です。20歳未満が少なかったのは、企業が契約時に

ほごしゃどういもとみせいねんしゃとりけしけんえいきょうおも
保護者の同意を求めていたり、「未成年者取消権」があることが影響していたと思われ

ます。このように、これまででは法律で守られていた高校生が、今回の成人年齢の引き下

げでトラブルに巻き込まれる可能性が高まると考えられるので、契約を伴うような

ばめんほごしゃとうそうだんなどいまいじょうしんちょうこうどうもと
場面では保護者等に相談する等、今まで以上に慎重な行動が求められます。

東京都内の若者の相談件数

